

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

単位:千円

基金の名称	東京都公立学校情報機器整備基金		
基金設置法人名	東京都		
基金の額		今回造成額	0 千円
		造成完了時における残高	7,560,869 千円
	(うち国費相当額)	今回造成額	0 千円
		造成完了時における残高	7,560,869 千円
基金事業等の概要	東京都又は特別区若しくは市町村が行う公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)における情報機器(入出力支援装置を含む。)の整備を推進するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都公立学校情報機器整備基金を設置する。		
その他の事項			